

この背景には、総務省の「分権型社会における自治体経営の刷新戦略―新しい公共空間を目指して」(平成17年3月)や、「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会報告書」(平成19年4月)があると思われ、また、これら自治体運営に係る総務省の考え方が出されて以降、全国の自治体で指定管理者制度や市場化テストを含む民間委託が推し進められてきました。時あたかも小泉政権による「官から民への」最中で、「官は非効率なので民間に委ねて効率的な運営を目指す」との空気が世間を

は、収益を社会貢献活動に充てる事を基本とするNPOや地域住民が担うべきであり、営利目的で業務運営を行う民間企業の目指す方向性とは、基本的に相容れないものがある。そのベースにあると考えます。清掃工場の一定部門を民間に委託するのは、地方自治法にあるように、「：最小の経費で最大の効果」をあげる事を求めた、経費削減以外の理由は成り立たないと考えます。

その点から云えば、「経営改革プラン2009」が「工場運営のアウトソーシング」で、平成23年度に累計八〇〇万円の赤字を見込んでいる事も理解に苦しむところだと思います。「退職金を含めれば経費削減になる」との説明でしたが、実際にそうなるかはともかく、少

早期に問題解決を

昨年9月に品川工場の灰溶融炉で、21歳の委託作業員が主灰搬送コンベヤに巻き込まれて死亡するとう、痛まれました。重大事故が発生しました。

現場経験が1年に満たない中、一人でコンベヤの詰り解除作業を行っていた事、事故発生から被災者の発見まで長い時間がかかり、委託部門の相互の連絡体制にも問題があるとと思われる事、などが明らかになっています。

このような作業実態による重大事故の発生は、直営の清掃工場では考えられないことです。私た

ちは、この品川工場の死
 亡事故には、清掃工場の死
 民間委託が抱える根本的
 な問題が集約されている
 と思えてなりません。
 次に定数削減について
 です。「経営改革プラン
 で2009年度は、平成21
 年度に平成20年度比
 約8%の職員定数の削



山下一組総支部副委員長

減を行うとしています。職員定数の削減は全国の自治体で80年代から一貫して行われてきた事であり、平成23年度も練馬区が新規採用を行わないとか、国においても国家公務員の新規採用数を22年度採用数から半減するなど、政権が交代しても公務員の定数削減の流れは変わらない情勢です。では、日本の公務員の数には本当に多いのでしょうか？総務省調査によります。2007年データで各国の公的部門の職員数を人口一〇〇〇人当たりで見ると、フランス88、2人、アメリカ78、2人、イギリス77、8人、ドイツ54、9人に対し、日本は32、0人です。自由な競争と自己責任を基本に、国の発展を目指すイメージが強いアメリカの公的部門の職員数

実態を認識

官製ワーキングプアと云われる非正規職員の劣悪な労働条件が、最近マスコミでも度々報道されています。そのことで、人材育成や公共サービスの水準の維持に支障が出始めており、公共交通機関の駅員業務の委託や図書館の運営委託等においては、既に見直しの動きも出ています。清掃一組の23区との関係について、私たちも理解をしていくつもりです。区長会や議会の了解を得るのは

法案が衆議院に提出されました。この改正法案については、労働者保護の観点からはまだ多くの問題を抱えていると云えませんが、少なくとも働く者の立場からすれば、改悪の立場からすれば、改正を繰り返してきた労働者派遣法に、一定の歯止めがかかった事は間違いないありません。

清掃工場に派遣されているのは、専門的26業種だと考えられますが、残念なことにこの政令指定26業務は、登録型派遣の原則禁止を定めた今回の改正法案からは外されませんでした。

しかし今後、労働者派遣法の改正が労働者保護の方向に、徐々に見直しが進む流れは変わらない状況かと思われれます。

日本弁護士連合会の声明にもあるように、「専門的26業種についても、」

野添港工場支部代表

4月1日から東京エフ
サービス(株)による業
務委託が本格的にスタ
トした。委託による弊
害は、この間に委託攻
撃を受けた7工場の経
験と各当該支部の総括
から読み取れる。

なく、工場は順調に運営されている」とうそぶいて、一委託には何ら問題はない。直接現場作業にあたる営業職員は抱く工場運営に対する不安と不信・不満の落差は余りにも大きい。また、エコサードに対しては物心両面の過大な配慮と呆れるほどの遠慮が目につく。

配慮とは、例えばエコサードは社員への指導の必要上、共同作業にならざるを得ない実態がある。遠慮とは、エコサードは幹部職員に「一組・旧清掃

局OBが多く在職し、独立した会社でありながら工場サイドの意見をきちんと主張できず、変に譲ってしまふ実態がある。まさに「軒を貸して、母屋を盗られる」である。

港清掃工場の委託問題について。問題点は多岐にわたり、詳細な報告は省略せざるを得ないが、特徴的な3点をあげる。

第1点は安全管理体制の不備である。第2点は危機管理体制の不備であ

追求される。

我々港工場支部の声として、「東京エコサービスにも安全衛生委員会の設置を求める」ことについて、港清掃工場安全衛生委員会を通じて要請してきた。しかし、東京エコサービスは「独立した組織であり、組織数からして設置義務はない」を理由に難色を示した。我々はエコサービスに設置問題への趣旨説明等を行った。その後、東京エコ

る。第3点は人材育成計画の不備である。

第1点は東京エコサービスとの安全管理体制についての意識の差である。港清掃工場安全衛生委員会では、委託に遡る数ヶ月前から、委託後の工場安全衛生問題をどう整理していくのか審議してきた。品川清掃工場の死亡事故を取り上げるまでもなく、一度重大事故が発生した場合、その悲劇とともに責任の所在が究明される。事故を未然に防げなかった要因は何かが

サービスとの業務連絡会で拒否が伝えられた。エ
コサービスは「安全推進
委員会」の設置と業務連
絡会をもって代替する説
明を行った。本来やる
気のない組織のため合同
の委員会ももてず、審議
するに至らなかった。そ
れでも粘り強く働きかけ
工場側が提出した「港清
掃工場安全衛生協議会設
置要綱」に依る形で、
安全衛生問題に涉り取り
組むものとしている。我々
は港清掃工場委託決定を
受けてから、委託担当副

多事と職場の安全衛生問題かをどう取り組んでいくのか意見交換をした経緯がある。この問題への取組みについて、貴重な意見や情報、励ましを頂いたと理解した。東京エコサバの職員構成も年齢が高いのは否めな事実である。より積極的に事故・災害防止に取組まなければならない。余りにも稚拙な言い訳で、職場の安全衛生をないがしろにすることは許されない。企業として重大な責任放棄である。我々は一組主体の事業として、東京エコサバを始めとする各委託工場に安全衛生委員会を設置と合同安全衛生委員会の開催一を強く指導してもらいたい。そのことを要請する。第2点は危機管理体制の問題である。4月5日の発生した排ガス自己規制値超過問題である。何故、3時間にわたり自己規制値をオーバーしたまま、排ガス中の有害物質が垂れ流し、放置されたのかが議論された。

清掃工場操業以来、初
ての不祥事である。初
仕様の「危機管理」
は「乙（エコサージュ）」
、地震、火災、薬剤漏
、停電、炉停止に繋が
重故障、法規制値超過
自己規制値」等の緊急
態が発生した場合、で
る限り初期対応を行う
とともに、緊急時連絡体
に基づき、速やかに甲
港清掃工場）及び関係
署に連絡する」とある。
これでは工場操業緊急
態の責任制がグレーゾ
である。緊急事態の発
とは「炉停止を念頭に
れる」を意味するわけ
、エコサージュの運転
班長の決断にかかって
る。エコサージュとし
は連絡先に報告するこ
だけが念頭に浮かび、
の後は指示待ち状態で
ったと判断できる。
その結果、上記の規制
超過問題が発生したの
ある。

緊急事態に適切に対応
きる教育と、仕様書の
機管理項目を運転管理
務の最大の業務である
と等明確な表現で改正
ることを強く要請する。

うのも意外な感じがします。したが、日本の公務員数は諸外国より実は格段に少ないのです。このことはOECDの別の集計からも明らかです。

また、OECDの発表による各国の公的部門の人員費の対GDP比の国際比較では、日本の人員費比率は、データのある23カ国中最低です。

ちなみにデンマーク16、9%、フランス12、8%、アメリカ9、9%に對し、日本は6、2%です。

こうした客観的な数字から判るのは、とかく私たち自身が萎縮しがちな、度々マスコミ等を通じて行われる公務員バッシングが、実は根拠に乏しい不当なものが多いという事実です。

大和総研の「公務員人件費の国際比較」（2005年）がいみじくも述べているように、「日本の公務員は極めて生産性が高く、効率的である」ということです。

これ以上の公務員の削減は、それこそ「行政需

はと思いますが、清掃工場を民間に委託して当面の赤字を累積する事が現実ならば、人件費の負担が相対的に少ない新規職員を採用を優先し、人材育成を通じた組織体制の維持を図るべきだと考えます。

次に清掃工場の委託の状況についてです。清掃工場を民間に委託する目的は、行政が自ら担う部門を縮小し業務を外部に委託することで、公務員の人員削減と経費の削減を図る点にあることは明白です。

その民間委託による経費削減に寄与しているのが、委託の現場で働く派遣労働者なのです。一経営改革プラン2009—では、平成18年度と20年では、平成18年度より20年度累計で、二億六〇〇〇万円の経費削減ができたとしています。

私たちの調査では、死亡事故の起きた品川工場の灰熔融施設でも4つの会社から派遣労働者を受け入れていました。

労働者派遣法の改正法案が3月に閣議決定され、

含める事」や「事務用機器操作」「フアイリッシング」等の専門性の低いと考えられる業務の見直しなどが検討されるでしょう。また、平成16年3月改正で派遣期間が3年から無制限に改悪された派遣期間の見直しも検討されるかと考えられます。

専門的26業種の派遣期間が平成16年3月改正前に戻れば、清掃工場の委託現場に熟練労働者を配置する事が事実上できなくなります。特命随意契約によりプラントメーカー等が受託している清掃工場の民間委託は、そもそもの高い専門性と実績が求められているにも拘らず、事実上の再委託により、派遣労働者を受け入れていゝこと自体が問題だと私は考えています。

派遣期間の見直しはされれば、工事請負案件等の特命の見直しが進む中、もはや特命随意契約による受託は成り立たなくなるのではないのでしょうか。

また、専門的26業種に登録型派遣から常用型派遣になれば、委託経費の上